令和５年度
第８回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第８回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年１１月２４日（金）　１３時３２分開会
　　１４時５０分閉会
開催場所　　千歳市役所議会棟　２階　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１５名、欠席委員５名）

１番	平沖道徳	欠席	
２番	今務	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	平岡日出男	出席	
５番	髙橋正	出席	
６番	今鉄雅	出席	
７番	宮澤徳夫	出席	
８番	山形繁雄	出席	議事録署名委員
９番	鈴木弘樹	出席	議事録署名委員
１０番	川端智之	出席	
１１番	佐々木雅宏	出席	
１２番	片桐好英	出席	
１３番	平井久	欠席	
１４番	藤田勝久	出席	
１５番	清水利一	出席	
１６番	樋口司	欠席	
１７番	黒澤譲治	出席	
１８番	中村由美子	出席	
１９番	工藤信二	欠席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係長	小川宏明
農地係主任	福士憲二
農地係主任	松川裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和 5 年度第 5 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
　　議案第４号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　ただ今から、令和５年度第８回農業委員会総会を開会いたします。
本日、１番、平沖委員、３番、三溝委員、13番、平井委員、16番、樋口委員、19番、工藤委員より欠席する旨、届出がありました。
また11番、佐々木委員は遅刻する旨、届出がございました。
よって、委員20名中、14名が出席しており、会議は成立いたしました。
会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。先週は研修旅行に参加された皆様ご苦労さまでした。また、来年も実施いたしますので、出来るだけ時間を作って、多くの方に参加していただきたいと思います。
それでは、ただいまから会議を始めます。（13：33）

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、8番、山形委員、9番、鈴木委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和５年度第７回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：34）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。なお、整理番号 7 の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 8 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 3 ページのとおりです。

はじめに、議案書2ページ、整理番号21及び22で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。

こちらの土地につきましては、後ほど議案第1号において、農地法第3条による売買としてお諮りする予定であります。

続きまして議案書2ページ及び3ページ、整理番号及び23～27で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります

こちらの土地につきましては、後ほど議案第2号において利用集積計画に基づく売買としてお諮りする予定であります。

最後に、議案書3ページ整理番号28で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。

こちらの土地につきましては、後ほど議案第1号において、農地法第3条による売買としてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（13：38）

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が3件、賃貸借権

設定が１件です。
　当日配布資料の１ページから４ページに、議案第１号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　初めに、整理番号16は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　次に、整理番号17は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　続きまして議案書５ページから６ページをお開きください。
　整理番号18は△△△△さんが、△△△△さんから農地を賃貸借する案件です。
　最後に、議案書６ページ、整理番号19は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書４ページから６ページまでのとおりです。
　整理番号16から19までは、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号16から19までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　所有権移転の10ａあたりの売買価格と賃貸借権設定についての10ａあたりの賃借料を教えてください。

事　　務　　局　　はい。最初に整理番号16、△△さんの案件です。これは売買になりまして、10ａあたりの単価は□□円。
　次に17、△△さんの案件は売買で10ａあたり□□円。
　次に18、△△さんの案件は賃貸借になりまして、10ａあたり□□円、最後、19は△△さんの案件は売買になりまして、10ａあたり□□円。以上です。

議　　長　　よろしいですか。

藤　田　委　員　　はい。

議　　長　　他にございませんか。

宮　澤　委　員　　整理番号16番の△△△△さんの所で□□某でしたが、どのような状況でその価格になったのですか。

事　　務　　局　　はい。土地の条件が悪いという事で、元々、一部木が生えている所もあって、そこを自分で切って使えるように整備してくださいという事もあり、総額を□□円で売りましょうという事になりまして、そこから逆算してこのような単価になりました。

宮　澤　委　員　　ちなみに畑は何枚ですか。

今　務　委　員　　4枚です。

藤　田　委　員　　ここは家の周りの土地ですか。△△さんの。

事　　務　　局　　相続を受ける前は△△△△さんと言う方の土地です。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　令和５年度第５号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第2号、令和5年度第5号農用地利用集積計画の決定について、整理番号所10から所14までを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第2号について、ご説明申し上げます。
　議案書7ページをお開きください。
　農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審

議意見を求めます。
　当日配布資料の5ページから14ページに議案第2号資料として地番図及び農地保有合理化事業のフロー図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　今月の案件は、所有権移転が7件になります。土地の所在等は議案書のとおりです。
　整理番号、所10及び所11は、令和5年度第7回総会、議案第4号、農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、それぞれの農地を 北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。
　はじめに、整理番号所10をご説明いたします。
　議案書7ページをお開きください。
　北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。
　次に、整理番号所11をご説明いたします。
　議案書8ページをお開きください。
　北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。
　なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、整理番号所10及び11は、本規程で定められた基準を満たしております。
　次に、議案書9ページをお開きください。
　整理番号所12は、△△△△さんが、すでに離農している△△△△さんから賃貸借を受けていた農地を買い受ける規模拡大案件になります。
　次に、整理番号所13、△△△△さんが、すでに離農している△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
　続きまして、議案書10ページをお開きください。
　整理番号所14は、△△△△さんが、すでに離農している△△△△さんから賃貸借を受けていた農地を買い受ける規模拡大案件になります。
　所12から所14の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件各号を満たしております。

以上、整理番号所10から所14までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　所の13、△△△△さんは△△△△さんの息子さんですか。

事　　務　　局　　親子です。

藤　田　委　員　　親子で別々に農地を持っているのですか。

事　　務　　局　　はい。

藤　田　委　員　　どうしてそのようになったのですか。

事　　務　　局　　お子さんの方は2年ほど前に相続の届出を受けている記憶があります。

藤　田　委　員　　相続という事は、奥さん名義の土地という事ですね。

事　　務　　局　　そうです。

今　務　委　員　　息子さんは農業をやっていません。

藤　田　委　員　　農業に携わっていないという事ですね。
分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
　次に、整理番号、所15を議題といたします。
　この案件については、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（13：50）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：50）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号所15は、△△△△さんが、規模縮小をする△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件各号を満たしております。
　以上、整理番号所15について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

平　岡　委　員　　公衆用道路で購入する事になっているのですが、図面で言うと、この黒いところですか。

事　務　局　　地番で言うと〇〇〇〇の〇〇〇〇ですね。図面で言いますとちょうど長方形になっている図面の真ん中に二重線が東西に走っています。
　ここでＬ字になっていて、南の方へ抜けていますがここが公衆道路の地番になります。

平　岡　委　員　　耕作するのに必要な通路みたいな感じなのですか。

事　務　局　　実際は農地です。一枚の畑になっています。

平　岡　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題は可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（15：53）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（15：53）
　次に整理番号、所 16 については議事参与の制限の規定により●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（13：54）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：54）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号所 16 は、△△△△さんが、すでに離農している△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。
　以上、整理番号所 16 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題は可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：55）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：55）

【議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第 3 号千歳農業振興地域整備計画（案）の公告についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　冒頭で申し上げました通り、議案第 3 号について差し替えをしております。理由は、千歳市長より求められる千歳農業振興地域整備計画の変更案の意見聴取の内容に、差し替えがあったためです。
それでは、議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 11 ページをお開きください。
千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
今回の変更点は、都地区における既存農家住宅用道路及び住宅の付帯施設等、新たな農家住宅建築のため農業用施設用地からの除外、既存農家住宅用道路のため農用地区域内農地及び農業用施設用地からの除外を行うものであります。
なお、本議案が可決された場合、12 月総会以降に、転用許可申請を行う予定となっております。
次に、議案書 12 ページをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では 12 月中旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は 30 日間です。
次に、議案書 13 ページをご覧ください。土地の所在等は議案書のとおりです。
次に、議案書 14 ページをご覧ください。土地選定の理由は議案書のとおりです。
最後に、議案書 15 ページをご覧ください。農用地区域内農地及び農業用施設用地から除外する手続は、当ページに丸で囲われた箇

所であります。
　以上、議案第３号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

議　　長　　（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第４号、現況証明願について、整理番号14を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第４号についてご説明申し上げます。
　議案書16ページをお開きください。
　現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
　今月の市街化調整区域における現況証明願は３件であります。
　当日配布資料の15ページから24ページに議案第４号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
　はじめに、整理番号14についてご説明いたします。
　現況証明願の所在地等は、議案書16ページのとおりです。
　願出地は、農地利用がされていない部分を分筆した土地であります。所有者の子から聴取したところ、少なくとも40年ほどは農地として利用したことはなく、傾斜・段差があり周囲の農地と一体的に利用することが不可能で、雑草雑木が生い茂っているとのことです。
　本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。

調査の結果、願出地において農地利用はなく雑木及び雑草が茂っており、周囲の農地と高低差があることから、農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 14 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

清　水　委　員　　11 月 9 日に、私のほか、今鉄雅委員、工藤委員及び事務局により、整理番号 14 について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、傾斜のある雑他地であり、農地利用はありませんでした。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願します。

議　　長　　（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
次に整理番号 15 を議題といたします。
この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：02）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：02）
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　次に、整理番号15についてご説明いたします。

現況証明願の所在地等は、議案書16ページのとおりです。

願出地は、農地利用がされていない部分を分筆した土地であります。願出人の住宅周辺の道路及び倉庫敷地であり、倉庫は所有者の夫によって建てられたものであると所有者から聴取しております。

本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。

調査の結果、願出地において農地利用はなく、道路及び倉庫敷地であり、農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

なお、願出地につきましては、売買が予定されており、相手方は△△△△さんであります。

以上、整理番号15について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

清　水　委　員　　11月9日に、私のほか、今鉄雅委員、工藤委員及び事務局により、整理番号15について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、アスファルト舗装された道路及び倉庫敷地であり農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：05）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：05）
次に整理番号、16を議題といたします。この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（14：05）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：05）
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号16についてご説明いたします。
議案書17ページをお開きください。
本日、議案書17ページの差し替えを行っております。
変更箇所は整理番号16の地番になります。
整理番号16の土地につきましては、先月測量が行われ11月中旬には分筆登記が完了する見込みであると伺っていたことから、分筆後の地番で手続きを行っておりましたが、分筆登記が予定よりも大幅に遅れ、未だに分筆登記が完了していないことから、分筆前の地番に変更しております。
現況証明願の所在地等は、議案書18ページのとおりです。
願出地周辺は、住宅、〇〇、倉庫、山林、池沼など農地利用がされていない部分と、農地が混在していたため測量を行い、現在分筆登記手続き中であります。願出地内に建てられた農業用施設等の建物は昭和40年代から平成初期にかけて、願出人の父が建てたものであると願出人から聴取しております。
転用許可の履歴が確認できたのは〇〇〇〇の住宅及び取付道路のみであり、農地台帳上、願出地の大部分は現況地目が農地であります。
本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、農地と非農地を整理し、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は住宅、道路、〇〇、倉庫などの宅地部分のほか、山林、雑他地、池沼など農地利用されていない部分であり、農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお

諮りいたします。
　以上、整理番号16について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

清　水　委　員　　11月9日に、私のほか、今鉄雅委員、工藤委員及び事務局により、整理番号16について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、農業用施設のほか、住宅・山林・雑他地・池がありました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

佐々木委員　　5、6、8は山林だと思いますが、7は畑のように見えますが道路という事で非農地化するという事ですか。

事　務　局　　7番の写真の中心から右の方は道路、左は農地として利用するという事で、右側の道路として使用する部分について、現況証明の対象としております。

佐々木委員　　道路は〇〇方面へ抜ける道ですか。

事　務　局　　そうです。〇〇に抜ける裏道です。

佐々木委員　　分かりました。

川　端　委　員　　農業委員会で現況証明しただけで、手続きが終わる扱いなのですか。それとも、他の手続き、どこかに報告等はあるのでしょうか。

事　務　局　　農地転用と違うので、これはここで終わりです。

川　端　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（14：12）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：12）
　これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　なければ、事務局からの報告をお願いします。

※事務局より次の事項について、報告があった。
　資料　農地に係る利用調整について
　口頭　ナチュラル・ビズ・スタイルの試行実施について
　口頭　地域計画及び目標地図に係る意向調査票の発送について
　資料1　令和5年度千歳市農業委員会委員道内視察研修の決算報告について
　口 頭　2023年度農業簿記・青色申告等講習会の案内について
　　令和5年度市町村農業委員等活動強化研修について
　　第1回農業者年金加入推進班会議の開催について
　　要覧ちとせの配布について
　　「大地」36号の配布について
　　2024年農業委員手帳の配布について

＜閉会宣言＞

これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（14：50　閉会）